

申請に対する処分の審査基準（行政手続条例）

担当部署:福祉部高齢者支援課 No.005

処 分 名	憩いの家の使用料の減免
処 分 の 概 要	基準の要件に該当した場合、憩いの家の使用の許可を受ける者に対して、使用料を減額し、又は免除することができます。
根拠条例等・条項	春日部市憩いの家条例（平成 17 年条例第 102 号）第 11 条 春日部市憩いの家条例施行規則（平成 17 年規則第 33 号）第 5 条
審 査 基 準	◎憩いの家の使用料の減免は、次の(1)～(5)の要件のいずれかに該当することが必要です。 (1) 本市が主催又は共催する事業のために使用するとき 免除 (2) 春日部市立小学校、中学校の児童及び義務教育学校の児童又は生徒及びこれらの引率者が、学校教育課程に基づく教育活動のために使用するとき 免除 (3) 使用日当日において、60歳以上の市民であることが確認できるとき 免除 (4) 前号の規定により確認した者に同行する市内の小学生以下又は義務教育学校前期課程以下が使用するとき 免除 (5) 春日部市障害者等の利用に係る公の施設使用料等減免条例に基づく障害者等又は障害者団体が利用する場合 「根拠条例及び関係例規等の抜粋」欄参照
標準処理期間	5日
設定年月日	平成 17 年 10 月 1 日（最終改正：平成 28 年 4 月 1 日）
申請時期	随時
申請方法	使用する各憩いの家窓口への提出
備 考	

根拠条例及び
関係例規等の抜粋

■春日部市憩いの家条例

第 11 条 市長は、必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

■春日部市憩いの家施行規則

第5条 条例第 11 条の規定による使用料の減額又は免除は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 本市が主催又は共催する事業のために使用するとき 免除
- (2) 春日部市立小学校、中学校の児童及び義務教育学校の児童又は生徒及びこれらの引率者が、学校教育課程に基づく教育活動のために使用するとき 免除
- (3) 使用日当日において、60 歳以上の市民であることが確認できるとき 免除
- (4) 前号の規定により確認した者に同行する市内の小学生以下又は義務教育学校前期課程以下が使用するとき 免除

第6条 使用料の減額又は免除を受けようとする者は、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請のあったときは、審査のうえその可否を決定し、申請した者に通知するものとする。

■春日部市障害者等の利用に係る公の施設使用料等減免条例

(使用料等の減免)

第3条 障害者等又は障害者団体が市の設置した公の施設を利用する場合は、当該公の施設の使用料等を定めた条例の規定にかかわらず、規則で定めるところにより当該使用料等を減額し、又は免除することができる。

■春日部市障害者等の利用に係る公の施設使用料等減免条例施行規則

(減免する使用料等)

第4条 条例第3条の規定により減額し、又は免除することができる使用料等は、別表の左欄に掲げる使用料等とし、当該使用料等の利用者の区分及びその内容は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

別表（第 4 条関係）

使用料等の名称	利用者の区分及びその内容	
	障害者等のみで使用する 場合	障害者団体が使用する場 合
春日部市薬師沼憩いの家の使用料 等	免除	減額
春日部市大池憩いの家の使用料等	免除	減額